

## 5. 今月のピックアップ「農薬の水産動植物への影響表示について」

### 1. 農薬の水産動植物への影響表示が変わります

農薬製品ラベルの水産動植物への影響表示が、魚毒性(A類、B類、B-s類、C類)による分類から、使用上の注意事項の記述方式に変わります。

### 2. どんな表示方法か？

従来魚毒性による表示は、農薬の有効成分自体の魚類、ミジンコ類に対する急性毒性の室内試験を基に、影響の度合いで分類していました。

一方、新たな表示方法では、実際に農薬製品を使用した場合を想定し、野外における影響を評価しています。その結果に基づき、農薬の使用にあたって、具体的にどのようなことに注意すべきかを記述しています。なお、従来の表示方法と新たな方法では、評価基準が全く異なるため、直接比較できません。

### 3. ラベル表示の一例

製品ラベルに記述される水産動植物への影響表示として、右の表のようなものがあります。なお、登録内容どおり正しく使用すれば、水産動植物への影響がない場合は、「この登録に係る使用方法では該当がない。」と記述されることもあります。

### 4. 水産動植物に配慮した農薬の安全使用

農薬を使用するにあたっては、水産動植物への影響にも配慮した使用を心がけてください。水田では決められた「止水期間」を守り、水系への流出を防ぐことが大切です。思わぬ大雨で流出したりすることもあるので、大雨が予想される場合には、事前に水田の水位を下げておくなどの対策も必要です。特に、隣接地や下流の水系に水

産動植物が養殖されている場合には、農薬の使用にあたっては十分に配慮してください。

また、ゴルフ場における農薬使用についても、河川・湖沼などへの農薬の飛散や流入がないようにするとともに、ゴルフ場内の水質の監視及び保全などに努めてください。

農薬の製品ラベルの表示事項の遵守は、農薬取締法により「農薬使用者が遵守すべき基準」として定められています。水産動植物への影響表示を含め、製品ラベルの注意事項をよく読んで正しく使用し、安全で安心な農産物生産に努めてください。

#### 製品ラベル注意事項表示の例

- ・水産動植物(魚類、甲殻類、藻類)に影響を及ぼす恐れがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用しましょう。
- ・水産動植物(魚類)に影響を及ぼすので、本剤を使用した苗は養魚田に移植しないようにしましょう(水稲の箱育苗に使用する場合)。
- ・養殖池等周辺での使用は避けましょう。なお、比較的低濃度でも魚が平衡失調を起こす恐れがあるので、十分注意しましょう。
- ・散布後は河川、養殖池等に流入しないよう、水管理に注意しましょう。
- ・無人ヘリコプターによる散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意しましょう。